

偉人名言集

不可能なことなど何もない。
この言葉自体がそう言っている、
‘私にはできる’と。

Nothing is impossible, the word
itself says ‘I’m possible’!

オードリー・ヘプバーン

これは、“ハリウッド史上もっとも愛された女優”と称されるオードリー・ヘプバーンによる名言です。まだ無名だった彼女が『ローマの休日』で初主演を果たし、アカデミー賞主演女優賞受賞という偉業を成し遂げ、スターへの階段を駆け上がっていった彼女ならではの言葉です。

「impossible」というその言葉そのものにそのような意図はなく、まさに発想の転換といえます。困難な状況の時こそ、「チャンス！」とポジティブに捉え、自分を信じて挑戦し続けることで道が拓かれるのでしょうか。

「不可能」を「可能」にするのも自分の気持ち次第なのです。

TOPICS トピックス 社会保険労務士法人より

IGS社と提携しGROW360の案内を開始します

Institution for a Global Society 株式会社(IGS社)の提供するGROW360は、360度コンピテンシー評価と人工知能を活用することで個人の能力を可視化し、採用や人材配置などの課題を解決するピープルアナリティクスです。一部の大手企業では既に活用されていますが、企業規模に関わらず効果があると考え、新しい人事の活用ツールとしてご案内していきます。本号中面では、IGS社 代表取締役社長の福原正大様よりご寄稿いただいております。

GROW360

×



社会保険労務士法人
アーク&パートナーズ

「外国人労働者の活用～採用から労務管理まで～」セミナーを開催しました

10月3日(水)に「人手不足が進む日本における外国人労働者の活用～採用・ビザ取得から労務管理まで～」を開催しました。外国人就労支援のスペシャリスト 株式会社フローラ・アミ 代表取締役 前田智之様(写真左)と、ビザ専門サービスを提供する国際企業人事サービス株式会社 行政書士 広瀬竜也様(写真右)を講師にお迎えし、より専門的な角度から解説いたしました。セミナーの様子は、弊社HPをぜひご覧ください。





税理士

内藤 克

サービスへの債権譲渡

先日クライアントの財務担当から「現在、返済猶予(リスケ)を受けている銀行から、債権をサービスへ譲渡したいと言われたけど承諾してよいのでしょうか?」という質問を受けました。今回はサービスについて考えてみます。

◆サービスとは?

金融機関等から委託を受けまたは譲り受けて、特定金銭債権の管理回収を行う法務大臣の許可を得た民間の債権管理回収専門業者です。従来、弁護士以外がこの業務を行うことは禁じられていましたが、「サービス法」が施行されて、弁護士法の特例としてこのような民間会社の設立ができるようになりました。債権回収会社といういわゆる違法な「取り立て屋」のイメージが強く、そんなところへ譲渡されてはかかわらないと思われがちですが、違うのです。

◆サービスへ譲渡されるまでの流れ

会社の資金繰りが悪化してくるといろいろな支払いをストップすることになります。無駄な経費の削減、人件費の見直し、仕入れ先の変更、それでも続かない場合は銀行の返済をストップすることになります。このような状況が

続くと銀行は「不良債権」として引当金を計上します。さらに悪化して実質破綻先というコテゴリーに入ると金融庁の指導により100%引き当てが義務づけられます。銀行は担保を処分したりして回収に努めますが一定の段階でサービスへの譲渡が検討されます。当然そんな債権を引き受けるわけですからサービスも額面額の5%~10%位で購入することになります。

◆なぜ再生への第一歩なのか

サービスへ債権譲渡されての基本的にはいままでと同様な返済条件を引き継ぎますが、サービスは安く債権を購入しているため、一定額回収すると利益が出てきます。この段階で決着(債務免除やさらなる債権譲渡)をすることになります。銀行はサービスへ譲渡することにより債権の譲渡損(税務上の損失)を計上することができますため、公的資金を注入したのと同じ効果が得られます。

以上のような流れですが、この処理には5~10年はかかります。簡単に免除にはなりません。サービスとは恐れる存在ではないのです。

心の健康が企業を強くする！ 積極的なメンタルヘルス対策を

先日、弊社スタッフがストレスチェックテストを受けました。ストレスチェックは常時50人以上の労働者を使用する事業者には義務づけられているもので、法律上、弊社に実施義務はありません。しかし、会社規模が小さいほど社員の健康への配慮は必要ではないでしょうか?

社員が健康でなければ「Enjoy work!」を実践できない、と我々も考え、全社員が受検し、臨床心理士の方からフィードバックを受けました。集団分析結果と個人結果をそれぞれ有効的に活用していきたいと考えています。

体の健康はもちろんですが、心の健康は大きな社会問題となっています。予防や対策は避けて通れない問題。従業員の健康は企業の重要な経営課題でもあります。

今年4月から「第13次労働災害防止計画」が始まっています。「労働災害防止計画」とは、過労死やメンタルヘルス不調への対策の重要性が増していることを受け、

労働災害を減少させるために、国が重点的に取り組む事項を定めたもので、今回の計画では、「一人一人がより良い将来の展望を持ち得る社会」を目指しています。

目標値として、仕事上の悩みやストレスの相談先が職場にある労働者の割合を90%以上(71.2%:平成28年)、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:平成28年)、ストレスチェック結果を集団分析し、結果を活用した事業場の割合を60%以上(37.1%:平成28年)と、具体的に設定されています。

この値を達成することはもちろん大切なことです。しかし、より重要なのは、経営者や管理者、そして従業員が心の健康に対する意識を高めることです。

「やらなければいけないからやる」のではなく、安心して健康に働くことができる職場の実現へ積極的に向き合う姿勢が企業を強くするはず。です。



司法書士

西田 誠

自筆証書遺言の方式緩和と法務局保管制度

相続法制の見直しを行う「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」

(平成30年法律第72号)及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」

(平成30年法律第73号)が平成30年7月6日の参院本会議で可決成立いたしました。

このうち、自筆証書遺言の方式緩和の規定は、公布の日から起算して6か月を経過した日(平成31年1月13日)から施行されることになりました。

現行法の民法第968号では、「自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない」と規定されています。この規定では、特に財産が多数ある場合には、財産目録も全文自書しなければならないので、相当な負担がかかりました。このことが、自筆証書遺言の利用が少ない要因と言われていました。

そこで、改正法は、第2項を新設して、遺言書に添付する相続財産目録については、自筆以外の方法により作成する

ことを認めることになりました。

これにより、財産目録はパソコンで作成しても代筆でも認められ、不動産の全部事項証明書や預金通帳のコピーを添付することも可能になりました。

この財産目録は遺言書の本文とは分けられるので、遺言書の本文の署名押印のほかに、財産目録自体にも署名押印する必要があります。そのことで、財産目録の偽造の防止できるとされています。

その後、公布の日(平成30年7月13日)から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される自筆証書遺言の保管制度が創設されます。

これは、遺言者が法務局の遺言書保管官に対し、自筆証書遺言の保管を申請できる制度です。これにより法務局に保管された自筆証書遺言については、裁判所の検認の手続きを要しないこととなりますので、相続人は速やかに遺産相続手続きを行うことができるようになります。

人事においてなぜAIの力が必要か? ~HRテクノロジー導入の必要性~

「経営者にとって最大の課題は何か?」この問い、皆様はどのようにお答えになるでしょうか?多くの方が「ヒト」だよと即答されると思います。では、どの程度、皆様と一緒に働いている方の能力や資質をご存知で、各自がどのような能力を伸ばすことが企業の生産性に寄与するか、ご存知でしょうか?

人事実務の現実、中小企業においては日常業務が9割を超えているところも珍しくありません。経営の最大課題であるにもかかわらず、戦略的に人事対応できている時間がほとんどないというのが多くの調査結果です。

世界でこの課題解決に最も早く舵を切ったのはアメリカです。第4次産業革命の主役である「AI」「ビッグデータ」「クラウド」などをHRに应用した「HRテクノロジー」を2000年以降、積極的に取り入れ出したのです。

HRテクノロジーは、生産性の分母に関し効率を上げるため当初活用されました。Robotics Process Automation(RPA)と現在呼ばれている利用法です。この数年は、生産性の分子を高めるために、人為採用、

配置、昇進、エンゲージメントで、企業での導入が進んでいっています。この分野はPeople Analyticsと呼ばれ、RPAとは区別されます。

「AI全盛時代に、人事は人が行うべき最後の砦である」と考えている経営者は未だ多くいらっしゃいます。確かに、人間は奥が深く、人間が全てデジタルに表現されることは考えられません。しかし、人間にも盲点があり、その盲点を塞ぎ、かつ暗黙知を形式知化させるスピードを高め、経営の質とイノベーションを引き起こす組織を構築するためにHRテクノロジーを少なくとも経営議論の土壌に載せるべきではないでしょうか?

日本の人材の潜在能力は世界でも高い水準レベルであり、人事が科学的になることでその潜在能力を開花させ、同時に企業の生産性を高めていく。最新テクノロジーにより、現場の力、人々の思い、組織のヴィジョンが一つの『場』として統合され、日本の企業が世界でより輝くことをぜひ一緒に目指していければ幸いです。



特定社会保険労務士

黒川 健吾

Institution for a
Global Society
株式会社代表取締役社長
ふくはらまさひろ

福原 正大

■ 書籍出版のお知らせ

平成30年7月10日に税理士法人の代表内藤が書籍を出版しました。

タイトルは「残念な相続」です。

こちらはNikkei style (電子版) で2年間掲載したコラムをまとめたものになります。

「大した財産もないし、うちは関係ない」。こう思っている人ほど、実は困るのが相続。親の面倒を見たら遺産の上乗せアリ?相続放棄したら借金はなくなる?税務署が目光らせる「名義預金」とは?遺言があるのになぜもめる?相続した実家の節税率は?SNSから資金がバレる?…”

「もめないために」「相続税を減らそう」---その対策がかえってトラブルを招くことも。遺産をもらう側の視点から、遺産分割を円滑にする狙いの対策でかえってもめる罠、相続税対策の落とし穴など、内藤の税理士として30年のキャリアからリアルな事例をもとに相続対策の危険なポイントを解説しております。

【目次】

- 第1章 もめない弟が仇となる「遺産分割」
- 第2章 本当は怖い「相続税」
- 第3章 「よかれと思って」生前贈与の罠
- 第4章 税務署はどこまでも追ってくる!
- 第5章 厄介事が多い会社の相続

ありがたいことに、Amazonのカテゴリー別の売れ筋ランキングで1位にランクインしており、増刷も決定しております。(8月末現在)

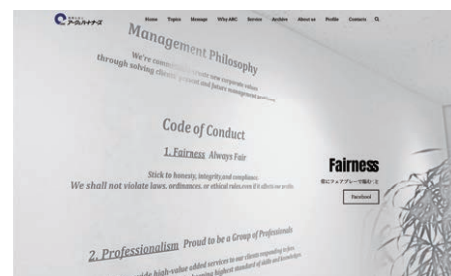
読みやすいように拾い読みできる構成となっておりますので、早めの相続対策としてぜひお手元に1冊いかがでしょうか。



■ HPリニューアルしました!!

税理士法人のホームページをリニューアルしました。税理士法人からのお知らせや今旬な税務その他の話題などを発信していくTopics、弊社の提供するサービスメニュー・オプションメニューの具体的な内容の記載等今までより見やすく税理士法人をご理解いただける内容に仕上げました。お手隙の際にぜひのぞいていただければと思います。

<http://www.the-arcist.com/>



<編集発行>



for The Value Stage
アーク&パートナーズ[®]

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階
 税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534
 社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541
 司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534
<http://www.s-arc.com>

税理士法人・社労士法人は
Facebookにて
最新情報をお届けしております。



お待ちしています!

